

令和6年度 第1回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会

日時：令和6年8月29日

開会 午前10時00分

○事務局

定刻となりましたので、ただいまより大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会を開催いたします。本日の司会を務めます、大阪府資源循環課の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は対面での開催を予定していましたが台風の影響を考慮して、各委員におかれましてはオンラインにより御出席いただいております。進行等で御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、ご寛恕いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、循環型社会推進室室長の金丸より一言、御挨拶を申し上げます。

○金丸循環型社会推進室長

おはようございます。大阪府循環型社会推進室長の金丸です。

本日は台風接近にもかかわらず、皆様、御出席いただき、どうもありがとうございます。部会の開催に当たり、御挨拶申し上げます。

日頃から本府の環境行政の推進に御協力を賜り、お礼申し上げます。本府におきましては、循環型社会推進計画に基づきまして、循環型社会の形成に向け、3Rや適正処理、プラスチックごみ対策に関する施策を推進しております。

今の府域における状況につきましては、産業廃棄物と一般廃棄物の排出量及び最終処分量は減少傾向にございますが、リサイクル率につきましては横ばいであり、引き続き、府民、事業者の皆様方、行政といった関係者が連携し、さらなるごみの削減やリサイクルの取組が必要であると考えております。

本日の部会におきましては、環境審議会に諮問いたしましたリサイクル製品認定制度のあり方につきまして御審議をお願いするものです。この認定制度は大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づきまして、平成16年に創設いたしました。その後、プラスチック資源循環法など各種リサイクル法が施行されるとともに、リサイクル技術の進展も見られ、一方で、気候変動や海洋プラスチックごみ問題などの新たな社会情勢、環境問題に対する府民の意識、価値観の変化など、リサイクルを取り巻く状況も大きく変わってきております。

国では、先日、閣議決定されました第五次循環型社会形成推進基本計画におきまして、循環経済への将来的な意向を踏まえ、製品の設計・製造から廃棄物の処理、リサ

イクルに至るライフサイクル全体における資源循環の推進を求めています。

このような社会の動きにも対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進される制度となるよう、今後のあり方について御審議をお願いするものです。

本日は御審議よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、まず、本日の資料の確認をさせていただきます。次第に配付資料の一覧があります。資料1、資料2-1から2-5、資料3、それから参考資料1から8になります。本日は全ての委員がオンラインにより御出席されていますので、配席図は割愛しております。資料の不足はありませんでしょうか。

資料は、後ほど画面でも共有させていただきます。

続きまして、本部会の委員の皆様を参考資料2の委員名簿に沿って御紹介させていただきます。マイクオンにして、一言ずつ、お願いできますでしょうか。

まず、公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部副支部長の川合早苗委員です。

○川合委員

皆様、おはようございます。全国消費生活相談員協会から参りました川合と申します。今年度からこの役を賜りまして、まだ慣れていないこともありますので、皆様にいろいろ教えていただきながら職務を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、大阪公立大学大学院教授、貫上佳則委員です。

○貫上委員

貫上でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、近畿大学教授、藤田香委員です。

○藤田委員

おはようございます。近畿大学の藤田香と申します。御協力、御指導、賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、同志社大学教授、赤尾聡史委員です。

○赤尾委員

同志社大学の赤尾です。よろしくお願いいたします。

○事務局

京都大学大学院准教授、大下和徹委員です。

○大下委員

京都大学の大下です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日は全ての委員におかれまして、オンラインで御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

部会長は大阪府環境審議会条例第6条第4項の規定により、環境審議会会長から指名されることとなっています。貫上委員が指名されていますので、御報告申し上げます。また、部会長代理は部会運営要領第2の(3)の規定により、部会長が指名することになっています。今回、藤田委員が指名されていることを御報告いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、2点、事務的な御説明をさせていただきます。

本部会の成立につきましては、部会運営要領第3の第2号の規定により委員の2分の1以上の出席が必要となっています。本日は委員定数5名のうち、5名に御出席いただいておりますので、本部会は有効に成立することを御報告申し上げます。

また、本部会の審議に係る公開、非公開の取扱いの考え方について御説明いたします。毎年実施している再生品の認定審議については、大阪府情報公開条例第8条第1項第1号に規定する情報に該当し、「事業を営む者の競争上の地位や利益を害するおそれがある」と認められることから非公開としていますが、本日の審議については、原則に戻って、資料1の情報公開条例、会議の公開に関する指針のとおり公開させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の議事進行は、部会運営要領第3号第1号に基づき、貫上部会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○貫上部会長

部会長を仰せつかりました貫上でございます。会議進行の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

台風10号の影響を踏まえて、事務局にはリモートによる出席に対応いただきまして、ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思いますが、専門委員の方もいらっしゃいますので、まずは7月22日に知事から環境審議会に諮問されました「リサイクル製品認定制度のあり方」の諮問内容について、事務局から説明をお願いします。

○吉永資源循環課長

資源循環課の吉永と申します。よろしくお願い申し上げます。

参考資料1を御覧ください。2種類ございます。一つは諮問文の本体、もう一つは横向きの図表、グラフ等が載った資料となっています。いずれの資料も7月22日の環境審議会に提出したものです。横向きの資料については、事前に御確認いただいておりますので、説明は割愛させていただきます。諮問文本体について紹介させていただきます。

リサイクルについては、関連法令が整備されるとともに、施策が総合的かつ計画的に推進されてきたことで、全般的に大きく進展してきました。

しかしながら、循環資源の種類によっては、持続的な利用を可能とする質の高いリサイクルが低い割合にとどまっているといった課題があります。

国においては、次期循環型社会形成推進基本計画において、サーキュラーエコノミーへの将来的な移行を踏まえ、製品の製造から廃棄物処理・リサイクルまでを含む静動脈産業連携の一層の促進を進めようとしています。

また、国の試算によると、国内の温室効果ガス排出量のうち、資源循環が貢献できる余地のある量は約36%とされており、カーボンニュートラルの観点からも、リサイクル分野における一層の取組の推進が求められています。

海洋プラスチックごみ問題への対応については、大阪府・大阪市が共同で「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画を策定し、幅広い関係者とのパートナーシップのもと、海洋プラスチックごみ削減のための様々な施策に取り組んでいます。

大阪府においては、平成16年度に循環型社会形成推進条例に基づき、リサイクル製品認定制度を創設し、資源の循環的な利用の促進や循環型社会の形成に寄与する事業者の育成に努めてきました。

上述の状況を踏まえ、循環資源の持続的な利用やカーボンニュートラルの実現など、社会の動きにも対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進される制

度となるよう、今後の認定制度のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。

諮問文中にあります国の基本計画及び大阪ブルー・オーシャン・ビジョンにつきましては、この後、御説明させていただきます。

以上です。

○貫上部会長

諮問にありましたように、社会の動きに対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進されるように、制度の今後のあり方について審議会に意見を求められているということです。

このため、本部会では毎年、再生品の認定を審査していますが、今回はリサイクル製品の認定という制度のあり方につきまして、十分議論を重ねた上で、部会報告として取りまとめて環境審議会に報告したいと考えています。よろしく申し上げます。

現時点で何か御質問ございますか。また、何かございましたら、遠慮なく御発言いただけたらと思います。

それでは、本日は、次第にありますように、2つの議題があります。まず1つ目の議題、リサイクル製品認定制度の現状について、事務局から説明してもらいますが、資料が2-1から2-5までであるため、幾つか区切りながら説明を受けて、その都度、御質問をお受けするという形で進行したいと思っております。

それでは、まず資料2-1から御説明をよろしく申し上げます。

○事務局

それでは、資料2-1の大阪府リサイクル製品認定制度の現状について説明いたします。

まずは、制度の目的と概要等についてです。

本制度につきましては、大阪府の循環型社会推進条例に基づいて運用しており、この制度により認められた製品を大阪府認定リサイクル製品としています。

制度の目的は2つありまして、リサイクルの促進と再資源化事業者等の育成です。この育成につきましては、リサイクラーや循環資源を利用する製造者などのリサイクルに寄与する事業者を対象にしているものです。

それから、1つ目のリサイクルの促進について補足しますと、認定製品を行政が率先購入の対象にすることや、府民、企業、市町村等へ推奨することで需要が拡大して、価格の低廉化によるさらなる需要の拡大効果を期待するものとしています。

次に、制度の概要についてです。

まず、認定対象製品につきましては、府内の取組促進を前提としているため、府内

で販売されていること、それから、府内で発生する循環資源を使用して国内で製造されるもの、または国内で発生する循環資源を使用して、大阪府内で製造されるものとしています。

次に、認定基準につきましては、循環資源の配合率、それから各種規格への適合等としており、こちらは認定要領に定めています。

認定区分は2つあります。第2区分については、なにわエコ良品ネクストということで、リサイクル製品を製造者が自ら回収して、素材としてリサイクルされる製品です。このため、一度のリサイクルで終わるのではなく、その後も製造者によってリサイクルされる製品を評価するものとなっています。認定期間は3年間とし、認定手数料を徴収しています。認定した製品には認定証の交付と認定マークの付与を行っています。

次に、制度の経過です。

2003年の3月に大阪府の循環条例が制定され、認定制度は翌年の2004年4月に開始し、同年の9月に第1回目の認定を実施しています。それから、今から約10年前の2014年度には、制度のあり方について本部会で御審議をいただいています。それを踏まえて、2015年の11月に認定要領を改正しています。

この改正内容は3つありまして、なにわエコ良品ネクストの追加、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材の認定対象からの除外、最後に認定事業者からの販売実績等の実績報告をいただくということで改正しています。このうち再生舗装材については経過措置を設けて、2019年の2月に認定を終了し、それにより11事業者、35製品が除外扱いとなっています。

次に、認定のメリットについてです。

主に5つありまして、認定証及び認証マークの付与、府庁の物品等の調達における認定製品の率先購入、融資制度の対象、府による認定製品のPR、府民等への推奨を実施しています。

次に、認定等の現況についてです。まず、認定製品数の推移と品目です。左側のグラフは、認定製品数の推移を示しています。近年では、製品数は微増傾向にあり、棒グラフの下の部分に該当するなにわエコ良品ネクストについては増加傾向にあります。また、右側の円グラフは、認定製品の内訳を示しており、2023年度末時点では、土木・建築資材が少し高く59%、日用品・事務用品等が41%となっています。

次に、認定事業者数の推移です。近年は横ばい傾向にあり、なにわエコ良品ネクストの認定事業者については微増しています。それから、ここ数年の傾向でいいますと、大企業からの申請が増加しています。

次に、府による主な取組についてです。まず、認定製品のPRについては、認定製

品を掲載したリーフレット等の作成・配布、府のホームページへの掲載、それから府が出展する環境イベントにおける認定製品の展示等、制度の周知や認定製品の紹介を実施しています。

次に、府の率先購入の取組です。大阪府ではグリーン調達方針を定めており、庁内の物品等の調達においてはグリーン購入やリサイクル製品の調達を推進しています。

下に、調達方針の記載例を示しています。こちらは消火器に関するものであり、右端の項目、判断基準となるラベル等のところで大阪府認定リサイクル製品があるというを示すことで認定製品の調達を推奨しています。

その下に調達実績のある認定製品を示しています。トイレットペーパーやコピー用紙といった日用品・事務用品等が例としてあります。

次に、府庁の調達実績の内訳です。こちらの表は日用品・事務用品等の調達実績です。購入金額で見ると、2022年度では合計で約280万円となっています。年度で少しばらつきがありますが、例えば、まとめ買いのタイミングや製品の耐用年数等の影響もあると思われます。

下に移りまして、府内19市で策定という記載については、府内43市町村のうち19市で調達方針が定められているということを示しています。このうち堺市と吹田市については、調達方針の中で基準を満たす環境ラベルの一つとして府の認定マークを紹介しており、それによって認定製品の調達を推奨しています。

資料2-1の説明は以上です。

○貫上部会長

資料2-1の説明がありました。御質問ございますか。御発言する方は挙手ボタン押していただくか、直接御発言いただいても結構です。

そうしましたら、また後ほどでも結構ですので、何かお気づきの点がございましたら、遠慮なく御発言いただけたらと思います。

それでは、次の資料2-2について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料2-2、アンケート調査結果について説明いたします。内容としましては、都道府県、府民、認定事業者に実施しました3つのアンケート結果になります。

まず、都道府県におけるアンケート調査については、今年の2月に実施したものです。

最初に、都道府県のリサイクル製品認定制度の運用状況についてですが、運用していないのは、山梨、東京、千葉、新潟、群馬、京都、兵庫の7都府県になっています。

このうち京都府については、今後、運用に向けて、検討しているところです。山梨県では、もともと制度を運用していましたが、認定製品の多くが建設資材であり、その利用率が高くなってきたということもあり、制度としての役割が果たされたということで現在は廃止されています。

次に、右のグラフに移ります。申請手数料の徴収有無についてですが、大阪府では1申請につき、現在1万8千円を徴収しています。同様に、他府県で申請時に手数料を徴収しているのは、茨城県、沖縄県です。

次のスライドに移りまして、都道府県の認定製品数及び認定事業者数について、こちらの数値は令和4年度末時点の数値になっています。まず、認定製品数については、愛知県が1,356製品で最も多くなっています。次いで、広島県、岡山県、青森県の順になっていまして、大阪府は5番目になっています。認定事業者数については、岡山県が157事業者で最も多く、次いで広島県、和歌山県、茨城県、長崎県という順になっています。

グラフのバーのパーセントについては、認定製品数及び認定事業者数のうち、土木・建築用品と日用品・事務用品それぞれの割合を示しており、他県においては、認定している製品のうちほとんどが土木・建築製品になっています。大阪府と同様に手数料を徴収している茨城県と沖縄県においても、認定している製品のほとんどが土木・建築製品になっていまして、大阪府では令和4年度時点で約30%が日用品であるといった特徴があります。

また、他府県においては、土木・建築製品を対象とした事業者へのインセンティブを実施しているところが多くなっています。例えば、公共工事において認定製品を使用した場合の成績評定点数の加点、補助金の交付、試験分析費の補助が実施されています。

次のスライドは、都道府県のグリーン調達方針における認定製品の位置づけになります。まず、大阪府においては、先ほど資料2-1で説明しましたが、グリーン調達方針において認定製品の調達を推奨していまして、そのほかにも、府内の施設における清掃等委託業務の総合評価一般競争入札においてリサイクル認定製品を使用している場合には、加点評価することになっています。

一方、他府県の6割ほどにおいては、グリーン調達方針において認定製品の調達を推奨しており、あとは5割程度で、物品調達や公共工事等の発注時に特記仕様書等に認定製品を推奨する旨を明記しています。具体的にいいますと、鹿児島県では、公共工事に適用されている再生切込砕石については、原則として認定を受けた製品を使用することとしています。また、秋田県では、公共工事において使用するフレッシュ類等のコンクリート製品は認定を受けていることを必須とし、和歌山県ですと、公共工

事において認定製品を使用した場合に工事成績評定に加点されています。

次のスライドは、対象品目以外の品目で申請希望があった場合の対応に関する結果です。大阪府では、対象品目以外のものについては、エコマークに基準がなければ、基本的には認定していませんが、他府県の約3割では、新たな対象品目を追加する運用で対応しています。具体的には、埼玉県や岐阜県、鹿児島県等では、都度、毎年の審査部会で審査を行いまして、追加等の対応をしており、鳥取県や和歌山県等では、別に独自に基準を設定して運用しています。

次のスライドは認定対象の区分分けについてです。大阪府では、エコ良品とエコ良品ネクストといった区分分けをしています。他府県においては、基本的には環境配慮設計やリユース、リデュースの製品を対象としておらず、基本的にはリサイクル製品のみを認定しています。

次に、制度運用の課題としましては、認定制度の認知度の低さが最も多く、次いで、認定事業者のインセンティブとなる仕組みづくり、認定事業者や認定製品数の伸び悩みといった結果になっています。茨城県や熊本県では、今後、認定制度の見直しを検討していくそうです。

以上が都道府県のアンケート結果となりまして、次に府民向けのアンケート調査結果に移ります。こちらはインターネットのアンケート制度を活用して、去年の12月に実施したものです。

まず、環境に配慮された製品への関心、購入意欲については、府民の6割程度が環境に配慮された製品に関心があるといった結果になっています。どのような条件であれば環境に配慮された製品を購入したいと思うかについては、従来品と比べて価格も品質も同等であれば購入したいといった回答が最も多く、続いて、従来品と比べて品質が同等以上であれば、多少、価格が高くても購入したいといった回答が多くなっています。

次のスライドに移りまして、右のグラフについて、製品やサービスの購入時に意識していることは、約7割が繰り返し使える、長もちする、約4割がごみの出にくい、又はごみになりにくいといった排出抑制につながるリユースやリデュースの意識が強い結果になっています。

次のスライドに移ります。こちらは3Rの認知度と環境ラベルによる見える化についての質問です。まず、左の3Rの認知度については、リサイクルがリユース、リデュースに比べて高い結果となっておりまして、リユース、リデュースについては言葉、意味は知っているけども、関連製品やサービスにどういったものがあるかを知っている人の割合は少ない結果となっています。

右のグラフは、エコマークや大阪府リサイクル認定製品等の環境ラベルをつけるこ

とによって、こういった効果があると思うかといった質問の結果を示していきまして、こういった環境ラベルをつけることで、環境に配慮された製品の目印となって消費者が選びやすくなるといった回答が約5割となっています。

次のスライドに移りまして、環境ラベルに対する府民の認知度の結果です。エコマークとリサイクル認定製品の認知度について、やはりエコマークは見かけたことがある、どういうものか知っている、購入したことがあるといった回答がかなり高くなっていますが、大阪府認定リサイクル製品については、見かけたことがあるという回答が約20%にとどまっており、認知度がまだまだ低い状況です。

次、最後になりますけども、リサイクル認定製品事業者に行ったアンケート調査結果になります。こちらは今年の6月に実施したものです。

まず、左上のグラフで示している、申請もしくは継続申請した理由については、販路拡大において信用度が重要といった回答が約9割、環境に配慮した活動をしていることを対外的にPRしたいといった回答が約7割となっています。

認定の活用状況としては、約9割が営業活動の際にアピールする、7割がホームページなどで環境配慮、社会貢献をアピールするという回答になっています。

公共工事、公共施設への販売実績については、半分の事業者で実績があり、このうち約8割が府内市町村、約4割が大阪府への販売実績があるといった回答になっています。

次は、認定を受けてよかったことについての回答となっておりまして、カタログやホームページに製品名や事業者名を記載することによって、得意先から製品への信頼度が上がるとともに、SDGsの取組としてアピールができたり、得意先へのPR活動ができて、他社材料との差別化ができたり、営業時に認定を受けていると説明すると、信用度が上がって商談が進みやすかったといった声があります。

受注のところについては、大阪府リサイクル認定制度で認定を受けていることが条件の一つである案件が増えてきている、そういったところで製品のPRにもつなげることができたといった声もあります。

一方、率先購入に関する意見もありまして、大阪府での使用において、もっと優先的に割り当ててほしいとか、大阪府内の発注工事の担当部局への紹介、使用に向けての働きかけをしてほしいといった声もありました。

次のスライドに移ります。大阪府のPR方法のうち、特に希望するものに関する質問になっていきまして、約6割が発注部局への紹介や検討会の実施をお願いしたいといった回答になっています。あと、PRについては、先ほども少しありましたが、庁舎内の土木関連部署でのPR等も積極的に実施してほしいといった声もあります。

最後のスライドになります。左のグラフは水平リサイクルすることを目的とした製

品があるかどうかの質問になっていまして、既に製造または販売しているとの回答は約3割、今後、新たな製造または販売に向けて検討しているといった回答は約1割になっていきます。

右のグラフに移りまして、制度の見直し検討を予定していることについて、認定対象や仕組みについての意見ですけれども、約6割がインセンティブを充実させてほしい、次いで、約2割が環境負荷を定量的に評価し、環境負荷低減に貢献している製品を高く評価できるような制度にしてほしいといった声がありました。

資料2-2の説明については以上となります。

○貫上部会長

それでは、資料2-2のアンケート結果について、何か御質問等ございますか。

私のほうから、一つ伺ってもよろしいでしょうか。

今回のアンケートの結果について、主に他府県では土木建築工事のものが大半、あるいはほぼ100%といったところがございます、大阪府でも2対1ぐらいの割合で土木関係のものが多くということになっていきますよね。土木・建築用品となると、建築のほうはよく分かりませんが、主に、購入や使用するの、公共工事であれば役所になりますので、一般民衆ではなくて、むしろ役所の制度をどうするかという話になるのではないのでしょうか。

もう片方、日用品や事務用品になってくると、それこそ一般の大衆の方になりますので、例えば制度の理解であるとか、アプローチするにしても大分やり方が変わってくるように思います。先ほどの一般の市民、府民向けのアンケートということになると、おそらく日用品や事務用品に対する意見ということで認識していいのでしょうか。いろんな改善をするに当たっても、この土木・建築用品と日用品・事務用品では大分、対応が違うように思いますがどうでしょうか。

○事務局

おっしゃるように、大阪府については他府県と比べると、若干、日用品の割合が高いですが、それでも土木・建築用品が半分以上を占めています。

土木・建築用品については、おっしゃるように工事に使うものがほとんどですので、資料にもありましたとおり、大阪府、もしくは府内の市町村の公共工事の発注のときの仕様書に書かれるとか、あとはグリーン調達方針に適用されるという働きかけが重要であると考えています。

逆に、日用品・事務用品は、トイレットペーパーとかコピー用紙といったものがありますので、やはり役所のグリーン購入も効いてくるんですが、それ以外の一般府民

の方による購入も大きくなっています。この点については、資料にもありましたとおり、知名度がまだ高いとは言えない状況ですので、ここをどうしていくかというのが課題だと認識しています。

○貫上部会長

公共工事用とか土木・建築工事用のものにつきましても、いろんな仕様書の段階で使用を推奨する、もしくは他府県であれば必須になっているという話があったと思います。また、アンケート結果の中に、徐々に認定製品の使用を推奨する仕様書が増えてきているというような回答があったと思いますが、まだ府内の各自治体に対する、協力要請が少ないようなイメージを受けました。それから、なにわエコ良品ネクストが既にあり、後の資料に出てきますけど、新しく水平リサイクルという話がありますが、ネクストについては、土木・建築用品というよりは、主に日用品や事務用品に関するものが中心になっているという認識でいいのでしょうか。

ですから、土木・建築用品と日用品・事務用品への対応というのは、かなり峻別して対応しないといけないのではないかと、アンケート結果の説明を聞いて感じました。いかがでしょうか。

○事務局

資料に戻るんですが、資料2-1の最後のページに率先購入に関する説明がありまして、府庁ではグリーン調達方針にリサイクル認定製品を位置づけておりますが、一方で、府内の市町村でグリーン調達方針のようなものを定めているところは19市になります。このうち大阪府のリサイクル認定製品について触れているのは堺市と吹田市の2市にとどまっていますので、まずは府内市町村に対してこういった取組を促していかなければいけないと考えています。

それから、土木・建築資材についても、他府県ですと、資料2-2の4枚目にありますように、例えば和歌山県ではリサイクル認定製品を県の公共工事で使用すれば工事成績評定に加点するというようなことをしています。あとは幾つかの県では、全ての工事では無理ですが、モデル事業という形で認定製品を優先的に使うように指示を出しているケースがあります。大阪府においては、そういうものを考慮して使ってくださいという言い方になっていますが、もっと優先的にとか、義務付けという形には、なっていない状況です。

やはりコストとの兼ね合いがあり、コストアップにつながるようなものを優先的に使うという形にはしづらいというのがありまして、もちろんその理屈は分かるんですが、我々としても、そうした働きかけの努力は続けていかなければいけないと考えて

います。

○貫上部会長

私からもう一ついいでしょうか。先ほどありましたエコ良品ネクストについては、私も今まで部会に入らせていただいています。ネクストの多くは日用品のほうではなかったですか。土木・建築用品については、ないことはないでしょうけど、ネクストで認定されている製品はあまり多くないのではないかなという気がしたんですが、いかがでしょうか。

○事務局

比率でいうと、土木・建築用品の比率は低くなっています。土木・建築という言葉の方が正しいかどうか分かりませんが、日用品以外でいうとドラム缶などがあります。

○貫上部会長

ある程度、民生用のものとして販売できるような、あるいは使われるようなものはネクストというのがあるのかもしれませんが、大抵、公共工事であれば、コンクリートにしろ、あるいは埋め戻し材にしろ、あるいはタイルですとか、そういうものになってくると、大体が民生用として使うものではありませんから、アプローチとしては、土木・建築用品の関係のものの販路を広げるという話になってくると、役所のほうで対応してもらわないと、なかなか受け入れてもらえないということになるのではないのでしょうか。

こちらの府民へのアンケート調査は、基本的には日用品・事務用品に対する意思表示という認識でいいのでしょうか。

○事務局

はい。

○貫上部会長

その辺のところと一緒にできてしまっていて、冒頭に申しましたように、土木・建築と日用品・事務用品の関係のものへの対応は分けて考えたほうがスムーズに行く、理解しやすいのではないかなという気がしました。この件に関して、事務局のほうから何かありますか。

○事務局

我々も土木・建築系と日用品では利用拡大に関するアプローチの仕方が異なると認識はしています。

○貫上部会長

分かりました。

○事務局

今回、ご審議をお願いするのは、どんな形の認定制度にするかというところですので、販路拡大については事務局側の宿題ということで、引き続きやっていかなければいけないことだと認識はしています。

○貫上部会長

委員の皆様方で何か御意見ございますか。

○赤尾委員

エコマークとなにわエコ良品マークのすみ分けについて教えていただきたいのですが、昨年度の認定の際に、エコマークを既に取得済みというものでなにわエコ良品マークの申請があったと思いますが、先ほどの話だと、土木関連の用途だと入札等で有利な面もあるということで、両方取られる可能性があるのかなと思います。

一方で、民生利用的な製品についてお伺いしたいのは、このグリーン購入の件で、例えば大阪府なり、あるいは府内の市町村で、エコマークを取得している製品を買うというような制度はあるのでしょうか。

○事務局

大阪府や市町村によってはグリーン調達方針が策定されており、基本的にはエコマークを取得している製品、大阪府の場合は、大阪府のリサイクル製品認定を取得している製品を優先的に購入しましょうというルールづけがされています。

○赤尾委員

例えば、なにわエコ良品のほうが上位になれば、参加される企業も増えて、商品が増え、市場が増えると、スーパーマーケットにも並ぶような可能性が増えるという展開はないのでしょうか。現状、エコマークの認知度が高いというアンケート結果があって、そのとおりだと思いますが、グリーン購入のところで、もう少し、先ほどの土木製品と同じような形で参加される民生品の企業が増えると、なにわエコ良品マーク

もよくなるのではないかと思った次第です。

○事務局

仰るように、今のグリーン調達方針としては、エコマークよりも大阪府のなにわエコ良品のほうが上位にあるとか、優先するというふうには残念ながらなっていません。同格であり、エコマークでもいいし、なにわエコ良品でもいいという形になっています。

エコマークとなにわエコ良品のすみ分けについては、エコマークは基本的に全国を相手にしている企業が日本全国で売る製品について取得するという傾向がありまして、認定取得に関するコストや手間も大阪府のなにわエコ良品よりも、それなりにかかるものとなっています。一方で、全国に売ろうとまではいかないけれども、大阪府もしくは関西近辺で販路を拡大したい、あるいは大阪府内で売り込むときにセールストロク的に使えるので、大阪府のなにわエコ良品のマークを取得するといった企業もいると認識しています。

○赤尾委員

位置づけとしてはそうなのですが、例えば、なにわエコ良品マークだと、大阪府内で行っていること、あるいは大阪府にある材料を使うことということなので、若干コストはかかるかもしれないけれど、ローカルでビジネスされている企業にとっては販路を広げるチャンスがあるとは思いうし、大阪圏という面で見ても、おそらく、経済的な活動としては規模が大きくなる可能性があると思います。遠方で安く製造したものを購入するよりは、ローカルでつくったものであったほうがいいとは言いませんが、制度の趣旨としてはそういうところが勘案されるようなものであったほうが、なにわエコ良品マークも広がる可能性が出るのかなと思った次第です。

○貫上部会長

ほか、いかがでしょうか。

○大下委員

確認ですが、貫上委員の御意見に関連することで、資料2-2の3ページ目について、今回のアンケートで認定製品数あるいは認定事業者数に関する回答があったのは、ここに示しているものだけですか。

○事務局

他にもありました。

○大下委員

その中で、大阪府の特徴、いわゆる日用品・事務用品の割合が少し高いという道府県はありますか。

○事務局

福岡県とかでは、制度自体を建築用品のくくり、日用品のくくり、2つに分けて認定しており、日用品の比率が高くなっています。

○大下委員

そうですね。おそらく、そこに聞くのが一番いいですね。

あと、資料2-1の12ページ目に、いわゆる府庁の認定リサイクル製品の調達実績の内訳があったと思いますが、多分、消火器とかは定期的に何年かに1回購入されたりするものだと思いますし、他のものでもおそらく周期的にまとめて買うようなものがあると思いますので、データとして、もう少し長い期間を調べたほうが良いと思います。周期的に凸凹がありながらも徐々に増えていっているのかどうかを確認できるかなと思いました。

○貫上部会長

ほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、少し時間が遅れぎみですので、次の資料の説明に移りたいと思います。資料2-3から2-5について事務局から説明をよろしくお願いします。

○事務局

それでは、資料2-3から説明します。

こちらは、諮問でも記載しました国の循環経済、サーキュラーエコノミーへの移行に関する方向性につきまして、今年の8月2日に閣議決定されました第五次循環型社会形成推進基本計画で示されていますので、その関係資料を抜粋したもので説明します。

まず、国の循環計画につきましては、循環型社会形成推進基本法に基づいて、おおむね5年ごとに策定されています。それから、第五次の計画については、こちらのページの右側の「今回の計画」と記載されている枠にありますように、今回の計画から循環経済というワードが使われていまして、それへの移行が全面的に打ち出されてい

ます。それから、循環経済への移行は気候変動等の環境面に加えて、産業競争力の強化、地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献するものとして、第四次までの計画よりも経済・社会面について、より着目した内容となっています。

次のスライドにいきます。こちらは計画の改定の背景及びポイントに関する説明です。一部説明しますと、冒頭にありますように、循環型社会の形成に向けては資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには大量の生産・消費・廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、右側の図式にありますように、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進することが鍵とされています。持続可能な形ということで、資源を繰り返し利用するとか、右の図式の中心に記載されていますように、付加価値の創出が重要であるとされています。

次のスライドです。第五次の計画については、5つの重点分野が示されています。このうち2つ目の重点分野、こちらにあります資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環については、リサイクル製品の普及についても関係する箇所がありますので、少し説明します。

こちらの表は、ライフサイクルの各段階でめざすべき将来像について示されているものです。関係する箇所では、上から2つ目の項目の生産段階では、まず、再生可能資源の使用割合が高まるとともに、再生材利用が促進されているとしています。この点については製造者の責任という点で、府のリサイクル認定制度のエコ良品ネクストの取組に関係する内容であると思われます。

それから、一番下のライフサイクル全体につきましては、持続可能な資源や素材の認証と、それに基づくグリーン調達ということで、リサイクル認定制度が関係するような記載があり、こういったものを含む多様な手段を組み合わせたライフサイクル全体での最適化が必要であるということが記載されています。

国の計画の方向性と将来像も踏まえて、今後の府の取組についても検討していく必要があると考えています。

資料2-3の説明は以上です。続きまして、資料2-4について説明します。

こちらについても、諮問で記載しました資源循環の取組がカーボンニュートラルの実現に資するということが国で示されていますので、環境省の資料を抜粋したもので説明します。

まず、国の方向性と目標については、2020年において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことが宣言をされており、途中の2030年度の目標として、温室効果ガスを2013年度基準で46%の削減をめざすこと、それからさらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが示されています。

次のスライドに移ります。こちらは国内全体における温室効果ガスの全排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門の割合が示されています。まず、左のグラフは棒グラフが温室効果ガスの排出量であり、この棒グラフの濃い部分が資源循環の貢献できる余地のある部門の量であり、折れ線はその割合です。

2020年時点で見ると、全排出量は1,149百万トンであり、このうち貢献できる余地がある部分の量は413百万トン、約36%となっています。

それから、貢献できる余地がある部門の内訳については右の円グラフになります。この円グラフの内側から2番目の円の濃い部分が貢献できる部門を示しています。下側から順番に説明しますと、まず、製造業に該当する部分は、食品飲料、繊維、鉄鋼、非鉄金属、機械などあります。その他にも、運輸部門の貨物、工業プロセス及び製品の使用、廃棄物などがあり、この資源循環が貢献できる余地がある部門の排出量を合計したものが全体の約36%になっています。

次のスライドです。貢献できる余地の推計方法の考え方については、評価対象とする資源循環の取組の範囲が2つ類型で設定されています。下の図式にありますように、類型の1については、生産工程における取組となっており、aからcまであります。aについては原材料の投入抑制、軽量化、所内、事業所内、現場内利用、bについては、他産業への供給、cは再生可能資源・循環資源の調達となっています。

それから、類型の2については、製品の使用時と使用後の取組となっています。aとbがあり、aは製品の使用時のリデュース・リユース等の取組、bは廃棄後の製品のリサイクル・熱回収となっています。リサイクル製品の取組については、こちらの類型1-cにある循環資源の調達、それから類型2-bにある廃棄後製品のリサイクルに関係するものとなっています。

次のスライドです。こちらは部門ごとの資源循環の取組実施状況について示されています。こちらの表の資源循環の取組の実施の欄に丸がある部門については、表の右端に関係する取組の例が示されています。リサイクルに関係する1-c、循環資源の調達、それから2-b、廃棄後製品のリサイクルについては、例えば製造業や廃棄物部門で記載されています。製造業であれば、繊維部門のリサイクル繊維の利用や、化学工業であれば、廃油・廃プラ・バイオマス類の原料利用。それから下から2つ目にある廃棄物部門については、再生利用量増加による適正処理量の抑制などがあります。リサイクルについても温室効果ガスの排出量削減に寄与する取組として示されています。

資料2-4の説明は以上です。続きまして、資料2-5について説明します。

こちらは、諮問にありました「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に関する大阪府と大阪市による実行計画のパンフレットです。

まず、最初のページの左上に実行計画の背景があります。「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」については2019年6月のG20大阪サミットにおいて、2050年までに追加的な汚染をゼロにするということをめざして共有されたものです。それからこのG20に先立ちまして、大阪府と大阪市では2019年1月に「プラスチックごみゼロ宣言」を共同で行っています。この後の2021年の3月に実行計画が策定されています。

次のページに移りまして、実行計画のコンセプトです。まず、めざすものの一つとして、海洋プラスチックごみの新たな汚染ゼロの実現に寄与することをめざしています。また、計画の目標の一つとして、2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減することを掲げています。このめざすものと目標に対して矢印で示しています5つの取組の柱でアプローチするものとなっています。

その下にあります目標設定については、大阪湾の漂流ごみの8割以上をプラスチックごみが占めており、右にありますプラスチックごみの流入ごみ量の削減のイメージにあるように、2050年のゼロから遡りまして、2020年を基準に、2030年には半減という目標を設定しています。

次のページに移ります。こちらは現状分析と課題です。ページ左上の記載につきまして、大阪湾における海洋ごみの約7割が陸域からの流入となっており、流入圏である内陸部も含めた広域的な取組が必要とされています。

この下に、海洋プラスチックごみ発生プロセスのイメージが示されています。まず、左側の生活側で見ると、リデュースやリユースによるごみの発生抑制、回収したプラごみのリサイクルが重要であるとされています。それから、右側の河川や海洋を見ますと、プラスチックごみ流入の直接的な原因については、ポイ捨てや非意図的なものとして、ごみの管理不十分による流出といったものがあり、これらへの対策が必要であるとされています。このため、海洋プラスチックごみのゼロをめざしまして、今後、府民や事業者への意識向上を図っていくために、どのような働きかけができるかということについて、認定制度も含めて、引き続き検討していく必要があると考えています。

その他の個別の取組等の記載については省略します。

資料2-5の説明は以上です。

○貫上部会長

資料2-3から2-5で、国のいろんな動きと、大阪府の「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画の内容について説明いただきました。何か御質問等ございますか。

○大下委員

大阪府では、河川から海洋に出ているような、いわゆるプラスチックごみ、マイクロプラも含めるのかかもしれませんが、それがどのくらい出ているかという調査は定期的にやられていますか。

○事務局

流入量の調査は実施しておりますが、毎年実施しているわけではありません。最新の調査結果でいいますと、2021年度に実施しており、大阪府域から大阪湾に流入する量としましては年間で約58.8トンということで推計されています。

○大下委員

分かりました。それは河川経由ですか。

○事務局

はい、河川で調査されたものです。

○大下委員

分かりました。ネットとかで調べたら出てきますか。

○事務局

はい、大阪府のホームページで公開しています。

○貫上部会長

ほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、2つ目の議題に移りたいと思います。

まず、この部会での議論の論点を事務局で整理いただいていますので、それを事務局から説明いただいて、委員の皆様方と意見交換をさせてもらえたらと思っています。

それでは、事務局から資料3の説明をよろしくお願いします。

○事務局

それでは、資料3の説明を始めさせていただきます。

論点整理（案）ということで、現状のところは、資料2-1から2-5までのおさらいになっております。

簡単に御説明しますと、1つ目から、国の循環計画では、循環経済、サーキュラー

エコノミーへの将来的な移行を踏まえて、製造から廃棄物処理・リサイクルまでライフサイクル全体を通じた資源循環を促進するという観点が示されています。

一方で、リサイクル製品の認定事業者のアンケート結果等から水平リサイクル等の質の高いリサイクルに取り組む事業者が出てきているとともに、当該製品を高く評価する制度にしてほしいという声が見られます。

カーボンニュートラルの観点でいいますと、国が策定した循環経済工程表においてサーキュラーエコノミーへの移行がカーボンニュートラルの実現に資する重要な取組であると示されています。

それから、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、大阪府、大阪市において実行計画を策定し、取組を進めています。

また、府民へのアンケート結果で6割以上が環境に配慮された製品に興味があり、5割が認定マーク等をつけることによって、環境に配慮された製品を選びやすくなると答えておりまして、消費者に対する見える化の重要性が示されています。

最後に、参考資料8について説明します。認定対象品目以外の製品についても申請を希望される事業者がいます。資料2-2の都道府県を対象にしたアンケート結果において、対象以外の品目の申請希望が来た場合にどうしているかというのが、5ページ目にありまして、大阪府の場合は、対象品目以外なので認定はできないという対応を行っています。その他の府県におかれましては、申請希望があった場合に、都度、審査部会で審査の上で追加しているとか、あるいは、エコマークにないような独自基準を県で設定して、各府県の審議会で審議した上で基準を決めて、認定しているというような対応を取っている府県もあります。

参考資料8ですが、2021年からの相談事例を示しており、5事例あります。本日の会議は公開されておりまして、資料も全て公開されますので、会社が特定されるような情報を伏せなければいけないため、会社名もA社、B社としております。あるいはリサイクル製品は書いてあるんですが、再生素材の情報についてはジャンルによってはそれだけで会社が大体限られてしまうという場合もありますので、そこも今回の資料では伏せております。

芝生の保護材や遮水材、堆肥、それからかばん等々について申請の相談があったんですが、1つ目は、循環資源の発生場所が大阪府内であると証明ができなかったために認定は厳しいというものだったのですが、その下の、例えばD社の堆肥等については、現状のリサイクル認定制度の基準、それからエコマークの認定基準がないということだったんですが、関連するような業界の認証制度、堆肥の認証基準がありますので、そういったものを適用すれば、府の認定制度でも対応できる可能性があるというようなものもあります。こういった事例が頻繁にあるわけではないですが、それなり

の数が来ているということで、対応をどうするかというところです。

資料3に戻ります。論点は2つあげており、1つが制度のスキームについてであり、これは資料2-1から2-5で御説明いたしました社会の動きに対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進されるよう制度のスキームを見直すべきではないかというものです。例えば、資源循環の持続的な利用、水平リサイクルのようなものや、それから、「カーボンニュートラル」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に資するようリサイクル製品をその他の製品と区別して認定するというような方向性について、整理しています。

2つ目は、現状のところの最後にありました認定対象品目について、認定対象品目以外の製品に関する申請の希望があった場合に、認定基準の状況を踏まえて柔軟に対応できるように、都度、審議会で議論をいただいて、必要に応じ、追加していくというような運用にできるように見直すべきではないかというものです。

資料3については以上です。

○貫上部会長

本日は、議題2が一番メインの話かと思っておりますが、その前に、資料3もしくは幾つかの参考資料について説明いただきましたが、それも含めて御意見もしくは御質問ありますでしょうか。

○藤田委員

論点1と2について、少し重複する部分もあるんですが、意見をお伝えしたいと思います。

まず、論点1ですが、制度のスキームについて、おそらく御説明いただいたところでいうと、大阪府の認定制度自体は、認定事業者を増やしたり、認定製品数を増やしたりという方向でこれまで来ていたかと思いますが、本日の説明資料によると、まずは、B to Bで活用されているものと、B to Cで活用されているもののすみ分けをするのかどうかというところがあったのではないかと思います。

この議論をしていく中で少し複雑になっているのは、大阪府をはじめ、行政のほうで積極的に活用するというのは公共事業のB to Bの部分もあれば、事務用品といったB to Cにかかるところも積極的に活用しているけれども、実際には、市民、府民の皆様にはそういった認定が認知されていないというところが、今後、制度を変えるときにどうするかというところだったかと思います。

もう一つ、エコマークやローカルな大阪府の認定マーク、業界の中で基準を設ける環境ラベルみたいなものもあると思います。

ですので、制度を考えていくうえでは、B t o BとB t o C、それから全国的なもの、ローカルなもの、業界の環境ラベルについて、まずは整理が必要ではないでしょうか。

ただ事業者数を増やすとか、認定製品数を増やしていくというよりは、どうやってその認知を高めていき、認定したからには、それが積極的に市場に入るような後押しについて、次は考えていかないといけないのではないかと思います。

もう一つは、今回の論点には入っていませんが、大阪府は申請費用を徴収しているという説明があり、様々な事情で1万8千円を想定されているかと思うんですが、この申請費用をどのように次の制度のときに強化していくのか、あるいは、その申請費用をどう活用するのかといったようなことも、今後運用を考えていく上では、論点の一つとして入れてもいいのではないかなと思いました。

○貫上部会長

B t o BとB t o Cとは何でしたでしょうか。

○藤田委員

Cはコンシューマーで、Bはビジネスです。消費者にとっては、土木建築資材でリサイクル製品が使われているかどうか確認することは難しく、例えばエコプラザとか様々な環境イベントにおいて、大阪府で環境に配慮している製品の展示を積極的にされていたかと思いますが、なかなか生活者目線では見えてこないというか、かなり関心が高い人たちのところには届いているとは思いますが、それを合わせて対応するのは難しいかなという感覚があります。

○貫上部会長

今の点、私も先ほど御質問させてもらったように、土木関係のもの、B t o Bということになるのでしょうか、それと、B t o Cといわれている一般大衆向けのものの対応は分けないと難しいかなという気がいたしました。

今の点について事務局からコメントありますか。

○事務局

1つ目については、B t o BとB t o Cのすみ分けとか、あるいはエコマークと大阪府のリサイクル認定製品のマークの役割の整理が一定要するという御指示かと理解しています。

それから、2点目については、おっしゃったように、1万8千円をいただいております。

まして、この使い道については、基本的には認定制度を運用するためのコスト、審議会の開催費用など、いわゆる事務手続上のコストを換算した上で、1万8千円という形で整理しています。

ですので、基本的には、私どもの整理としては、いただいた手数料は、例えば普及促進活動に使用するということにはなっておりません。

○貫上部会長

藤田委員の1つ目のコメントについては、エコマークと大阪府のリサイクル認定制度、それから、業界で認証する取組の3点の違いと申しますか、どのように差別化していくのかということ整理すべきというような御意見であったと認識しています。

○吉永資源循環課長

大阪府のリサイクル認定制度の特徴がございますので、補足させていただきたいと思えます。

他府県との比較である資料2-2の3枚目のスライドにありますように、他府県については、土木・建築用品の割合が高くなっています。全国的な状況としまして、こういったものを公共事業で発注するような形で域内の事業者を育てるような傾向が見られています。それはもちろん域内の産業活性化ということで、各府県、取り組んでいると認識しています。

大阪府の特徴としましては、過去に制度の見直しを図る中で、やはりリサイクル製品ということで、例えば路盤材のようなものを対象から外したという経緯があります。これは、一度、使われますと、道路に固定されるというか、数十年というスパンで見れば、また砕かれて、リサイクルということもあるんだと思いますが、循環しているかという、やはり路盤材などについては少し違うのではないかと申すことで、制度から外しております。こういったところが大阪府の制度の特徴として一つあるというふうに考えています。

○貫上部会長

おっしゃったように、舗装材あるいは路盤材というものは、一般の道路ですと、大体10年に1回ぐらいのスパンで敷きなおされるんですね。それも大体は舗装の表面を敷きなおすということが多いんですが、下の路盤材までということになると、もう少し長いスパンになるかと思えます。

もう一つは、路盤材で使われているものの多くは、廃コンクリートや廃アスファルトが再生利用されたものが一般的となっておりまして、大体95%以上のリサイクル率に

なっているという点もあり、かなり普及しているということがあると思います。

ということで、そういったものについては、この制度の目的が達成されたということで対象外にすることもありえるのではという御意見だったかと思います。

話を戻しますと、藤田委員の話であったように、エコマークや業界ラベルもあるだろうということで、府の認定制度を含めて、どのようにすみ分けするのかが、一つ課題になるのかなという御意見だったかと思います。

その点でも結構ですし、ほかの点も含めて、何か御意見ございますか。あるいは、先ほど藤田委員から、土木・建築材だとなかなか一般の目には触れなくて、一方で事務用品・日用品であると一般の市民、府民の目に触れるというような話がありましたが、この辺からいきますと、全国消費生活相談員協会の副支部長であります川合委員のほうから何か御意見ありますでしょうか。

○川合委員

制度そのものは非常にいいものだと思います。大阪府の制度の場合、消費者が直接使用するものの割合が他の府県に比べると高いというところも非常にいいなとは思いますが、正直このマークを見たことがないんですね。職場の同僚にも聞いてみましたが、やはり知らないということもありましたので、周知をどのようにするのかということと、あとは、先ほどのアンケート結果にもありましたが、一般消費者のエコに対する意識は非常に高まってはいるので、どのように周知していくのかなというのが問題かとは思っています。

正直、私もネットやイベントなどで認定製品を拝見しましたので、周知されているのは分かっているんですが、正直、普通にどこに売っているのか分からない。スーパーで売っているのか、一般の消費者がすぐには買えるような状況になっているのか。ここで買えるというのがあればいいんですが、わざわざ展示されているところに買いに行くとか、あと、通販というのは非常に盛んですが、わざわざ通販で買われるかなというのもありましたので、そこは質問も含めてですが、ネットとかではなくて、小売店等で買えるのかなというのをお聞きしたいなと思いました。

○貫上部会長

事務局のほうで、お分かりの範囲でお答えいただけますでしょうか。手に入れられる場所であるとか、やはり認定マークをつけた商品が目には触れないということについてお願いできればと思います。

○事務局

川合委員がおっしゃったように、一般事務用品の割合は3割ぐらいあります。トイレットペーパーとかコピー用紙、あるいはインクカートリッジ等もありますので、量販店に売っているようなものもございます。

ただ、それがリサイクル製品認定制度のマークがついたものだというのが、どこかに明示されているとか、あるいはそのエコ良品の販売コーナーがどこにあるかということになると、現時点ではそういうものはございません。

先ほども言いましたように、エコマークについては全国に売っていくものがほとんどですので、それなりに製品の包装とかにもエコマークが印刷されているケースがあります。例えば、量販店で手に取ったときには、このマークはどこかで見たことあるというようなものもあるんですが、大阪府のなにわエコ良品については、ローカルで売られているもの、ローカルで販路を開拓していくものがメインになりますので、例えば製品の箱にそれが印刷されているかと言いますと、現状ではそうはなっていないということになります。あくまで、売込みのときに営業トーク的に使われるというケースが多いと考えています。

○貫上部会長

今のお話を聞いて少し意外な感じがしたんですが、例えばトイレットペーパーですと、その包み紙にこの大阪府の認定マークがあると認識していたんですが、そうではないんですか。申請されたら、商品に認定マークをつけるということではなかったんですか。

○事務局

梱包に認定マークをつけるか付けないかについては、あくまで事業者の判断になっています。大阪府内だけで販売するケースであれば、認定マークを付けるといった対応もできるかと思うんですが、例えば全国で販売しているケースですと、そこだけ梱包紙を変えるという対応になるみたいですので、そういった意味で難しいという御意見があったりはします。

○貫上部会長

なるほど。そこのところで何かもう少しうまい仕組みができないか、あるいは、先ほどイベントでPRをされてるといのは事務局からの御説明でありましたが、川合委員からは、それでもあまり目に触れないというような話があって、やはり販売を促進するに当たっては、課題が残っているのではないかなと個人的には感じました。

○事務局

少し補足いたします。トイレットペーパーについては、梱包紙にエコ良品のマークがついています。ただ、それが他の認定製品にもついているかと言われると、そこまではいっていないという状況です。

○貫上部会長

なるほど。特に日用品・事務用品のところで、認定された製品について、消費者目線で認定を受けたかどうか非常に分かりにくいのではないかなというように感じました。その辺も含めて、あるいは、ほかの点からでも結構ですが、何か御意見ありますでしょうか。

○赤尾委員

今、川合委員のお話にあったように、論点の中に周知方法を高めるということがあってもいいのかなと思いました。ただ、それは藤田委員がおっしゃったとおり、マークを整理するという中に入ってくる話かなと思います。

あと、貫上委員が最初におっしゃった、土木製品と民生品という話でも、民生品も多くはグリーン調達というか、官需を狙った商品だと思いますので、そういった意味でマークをつけないということもあるのかなと思いました。

○貫上部会長

ほか、いかがでしょうか。

○大下委員

資料3の論点を見て素直に思うのは、「カーボンニュートラル」や「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」ということになると思うので、やはり対象とするならプラスチック製品とするのが素直かなと思います。そうすると、日用品でもあるでしょうし、建築・土木関係でも多分そういったものがあると思いますので、そのあたりをどう考えていくのかというところだと思っています。

あと、認定対象品目については、過去の申請相談の例を見ますと、やはり循環資源の発生場所が大阪府内であると証明できないとか、認定基準を満たしていないとかは仕方ないかと思いますが、認定基準がないことに関しては、少し議論して決めていくとかで拡大していくのでいいのかなと思いました。ただ、心配なのは、頻繁に変わる場合があるかだと思いますので、そこはちょっと迷うところだと思います。やってみるというので走り出してもいいと思いますが、このときにこう言ったよねと、喧々諤々

になりそうな気がします。

○貫上部会長

論点1については、「カーボンニュートラル」や「ブルー・オーシャン」であればプラスチックということで、その点に配慮すべきかではないかということ、それから論点2については、申請対象以外のものをどうするかということですが、この点について、他に御意見ございますか。

○藤田委員

御承知のように、エコマークは認定を申請するときには使用料というか、ライセンス料がかかります。認知度は高いですが、あくまでも全国流通しているようなものであり、ある程度体力のあるところが取って、ずっとライセンス料を支払い続けるというシステムになっています。

大阪府の認定製品については、申請するときにお金を払ったら、使用料みたいなものは取っていないと思いますので、土木製品であっても日用品であっても、ローカルに流通するものであれば、エコマークを取らなくても、このマークだけを取って信頼度を高めているような制度になれば、比較的、大手に比べて体力の弱いところでも、後押しになり、域内流通を加速させるということになると思いますので、そういったことを強調することによって、エコマークが悪いというわけではなくて、ローカルで流通させるのであれば、ライセンス料を払い続けてエコマークをつけていくよりは、大阪府の認定マークで域内流通をさせていくといったほうが費用的にもよいのかなと思いました。

ですので、ラベルの区分けというのは、ラベルがあるかないかではなくて、各制度目的やスキームの違いを踏まえていただいたらよろしいのではないかなと思いました。

○金丸循環型社会推進室長

私は10年前にも循環室にいまして、前回の見直しのときに担当しておりました。そのときもリサイクル製品認定制度とエコマークのすみ分けの議論はありまして、藤田委員がおっしゃったように、エコマークの場合、認定審査料だけではなくて使用料もあり、基準も少し厳しくて、ローカルでやるにはハードルが高いということで、一定のすみ分けができていたという整理はさせていただきました。

大阪府が手数料として1万8千円を徴収するようになったのは、申請の事務手数料みたいなもので、橋下知事のときの財政構造改革プランという全庁的な取組で、大阪府の財政が危機に瀕しているのです、見直さないといけないというので、フルコスト計

算といって、人件費とか全部含めて原価計算して、それに対して、皆さんにどれだけ負担していただくかというのを全庁的に見直しました。このため、使用料ではなく、例えば宿泊税のような目的税の形で徴収しているわけでもなく、あくまでも、事務にかかっている費用としていただいているという整理になっています。

あと、先ほどの土木資材との関係なんですが、前回の見直しのときに、そこが一番大きな議論になって、結局、建設リサイクル法でリサイクルが義務化されている再生クラッシャーランとか舗装材、路盤材とかはもういいのではないかと。この点について難しいのは、例えば、先ほどありました公共工事で鹿児島県や和歌山県とかがやっているというのは、どっちかと言うと、もう義務づけされているというか、公共工事で使うであろう、そっちの部分をいっぱい使っていきましょうといったところがあるので、大阪府とはそもそも色分けが全然違うということです。

あと、大阪府の場合は、契約局みたいな契約専門の部署をつくって、入札に対する公平性とか客観性、競争性の確保というのは、おそらく他府県よりも厳しめにやっているとは思っています。そことの兼ね合いがあって、環境の部署として、例えばリサイクル製品認定制度にかかわらず、環境に負荷の小さい製品はできるだけ使うように働きかけはずっとやっています。だから、あとはそのバランスかなとは思っています。

あと、表示の関係で、マークを商品につけるかどうかという話もあったんですが、大阪産（もん）といって、大阪で作った野菜や採れた魚とかに3つの輪のマークがついて、大阪の地場産品ですというマークあります。それはリサイクル認定製品より少し認知度はあると思ってるんですが、もしそのロゴマークをつけるのであれば申請してください、届出してくださいという制度にしまして、お金はかからないんですが、聞くと、袋にマークを表示する手間とかがあって、なかなか申請数が伸び悩んでいる部分もあって、そのマークを入れてしまうと、大変な部分もあると事業者は言っていました。

○貫上部会長

時間が限られてきました。論点1について、事務局としましては、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進されるように、例えば新しいマークをつけるとか、そういうことも踏まえて制度のスキームを見直すというようなことを考えてもいいのではないかと想定されているようなんですが、御意見ありますでしょうか。今は2ランクのラベル化をしていますけども、さらにとりょうなことをすべきかどうかという点ですね。いかがでしょう。

今のところ、先ほど大下委員がおっしゃったように、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」とか「カーボンニュートラル」の話になってくると、プラスチックを対象

としたようなリサイクル製品に対して差別化するような認定制度を考えてはというような御意見だったかと思います。それ以外で何かございますか。

○大下委員

論点1について事務局に確認があります。この付加価値というのは、必ずしも経済的な価値だけではなくて、環境的な価値も含むという理解でいいですね。

○事務局

はい。イメージしていますのは、経済的というよりは、どちらかというところ、環境的な価値のほうです。水平リサイクルやカーボンニュートラルに資するようなものをイメージしています。

○大下委員

分かりました。

もう1点は、もし新しいカテゴリをつくるというようなことをお考えになるのであれば、これを周知することで、これまで出てこなかった全く新しいものが申請として出てくるということは少し考えづらいかなと思っていて、今まで認定してきたものを新たに区分分けするようなことを考えたときに、どんな区分分けになるかとか、どういった方向で進めていくのかなと思いました。

○事務局

御指摘のように、今ある認定製品、もしくは今、世の中に出回っているいろんな製品の中で、こういった水平リサイクルやカーボンニュートラルといった観点でどんなものが認定され得るのかというのは、本日の御議論を踏まえて、第2回目で、事務局の想定も含めて御提示して御議論をいただきたいと考えています。

○貫上部会長

予定の時間が近づいております。他の点も含めて、委員の皆様から全体的に言い忘れた点がございましたら、最後ですので御質疑、御発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、議題2についてはこれまでとしまして、各委員からお出しいただいた意見等を整理していただくのと、次回にそれらを基にして、また議論を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

最後、その他ということで議題3があります。事務局から連絡事項がございました

ら、よろしくお願ひします。

○事務局

次回の部会に向けて、いただいた意見を踏まえて、資料を作成し、御相談させていただきたいと考えています。

そして、次回の部会については10月の中旬から11月の中旬を目途に開催を予定しています。日時については、先日、御連絡いたしました日程調整の結果を踏まえて、後日改めて御連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○貫上部会長

最後になりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。特にないようであれば、本日予定されておりました議事については以上で終了いたします。

皆様、少し延長してしまいましたが、議事進行に御協力いただき本当にありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○事務局

貫上部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会は閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後0時03分